

特集 ブラジル法における司法アクセスと社会的包摂 (2・完)

第二部 脆弱者の法的保護

障害者・高齢者保護のための 実体法と訴訟法

ホブソン・ルノー・ゴザーニョ

山口詩帆／訳

- I はじめに
- II 高齢者の実体的権利
- III 障害者の実体的権利
- IV 高齢者法および障害者法の手続的側面

I はじめに

深刻な社会的コントラスト、すなわち、基本的権利の保護に影響を及ぼし、その結果として最も脆弱な人々に顕著な負担をかけ、また、考えられ得るすべての事柄において裁判管轄上の存在 (presença jurisdicional) の原因となる深刻な不平等があるため、ブラジル法は、分野ごとの国際条約と調和的に、特定の集団の権利を保護および促進する形式上先進的な法制度を有する。

連邦憲法に定められた規範的な指針があり、また、脆弱な集団のための特別法があり、本稿の目的に関して言えば、高齢者法 (EPI)¹⁾および障害者法 (EPD) が、ブラジル法²⁾における実体法上および訴訟法上の主たるルールを導入している。

高齢者法および障害者法の規範的な力以上に、この種の法律の効力

(vigência) は、権利を高齢者および障害者³⁾に意識させ、社会に対しては警鐘を鳴らし、権利保護を拡大させることができる重要かつ象徴的な力を有し、譲渡できない社会的権利および個人的権利を実現するものであって、かつ、適切な法的保護へのアクセスの保障を最適化するものであるという憲法上の使命を実現するものである。

高齢者法および障害者法の制定は、例えば治療や長期介護部門の組織と監督に大きな影響を与えたほか、多くの研究発表、基礎的な法改正、公的機関に向けた積極的なサービス提供の司法上の決定 (determinação judicial) とと

-
- 1) 公式データによれば、ブラジルの高齢者人口は15%、つまり3000万人以上である (https://biblioteca.ibge.gov.br/visualizacao/livros/liv101957_informativo.pdf)。障害者は人口のほぼ9%で、1800万人であり、何らかの障害者のほぼ半数は60歳以上であり、つまり法的に高齢者である (https://agenciadenoticias.ibge.gov.br/media/com_media/ibge/arquivos/0a9afaed04d79830f73a16136dba23b9.pdf; <https://agenciadenoticias.ibge.gov.br/agencia-noticias/2012-agencia-de-noticias/noticias/37317-pessoas-com-deficiencia-tem-menor-acesso-a-educacao-ao-trabalho-e-renda>)。
 - 2) ブラジル連邦憲法の英訳 (https://www.stf.jus.br/arquivo/cms/legislacaoConstituicao/anexo/Brazil_Federal_Constitution_EC_125.pdf)。ブラジル民事訴訟法の英訳 (https://diarioprocessualonline.files.wordpress.com/2018/06/cpc_brasileiro_em_ingles.pdf)。高齢者法の英訳 (https://www2.senado.leg.br/bdsf/bitstream/handle/id/181587/direito_envelhecer_dignidade.pdf?sequence=1&isAllowed=y)。障害者法は英訳されていないが、直接の着想は当該分野に関する国連条約である。高齢者に関しては、米州条約がブラジルで署名され、当該分野の解釈に重要な影響を有しているが、正式な国内使用 (uso interno formal) のための議会による承認はまだされていない (https://www.oas.org/en/sla/dil/inter_american_treaties_a-70_human_rights_older_persons.asp)。公式には翻訳されていないが、憲法を含め、これらすべての規範にその後いくつかの法改正があり、法文は常に更新されている (https://www.planalto.gov.br/ccivil_03/)。
 - 3) 1989年法律第7.853号は、包容のシステムから障害者について定めた最初の法律であり、重要な手続規範とともに有効なままである。不思議なことに同法は、障害者法 (EPD) が明示的に言及し変更しているとしても、障害者法 (EPD) の起草とともに忘れられた。障害者法 (EPD) は前の法律とともに解釈され、したがって補完されることが基本となる。

もに、高齢者および障害者の法的状況を顕著に改善したと言っても過言ではない。

高齢者法および障害者法は象徴的な出来事として、社会に対して、また直接の名宛人に対して意識向上をもたらし、自然に、権利の承認 (consagração) と実現の相互の運動 (movimento) の中で、自らの権利を追求し、それを実現する手段を探求するようになるだろう。

高齢 (idoso) は無能力や障害と同義ではないとはいえ、高齢 (idade avançada) が法的保護のための重要な身体的および精神的な制限を引き起こすことは否定できない。高齢者が次第に増加し、それとともに身体的および精神的な障害が発生する可能性が高まった場合、当然のことながら、そのような場面は法的保護を必要とする。

高齢者は障害者ではないという但書をしたうえで、双方の状況の間に関係があり得ることを示すことは、公共政策の必要性を理解するために重要である⁴⁾。アクセシビリティは、間違いなく、高齢者および障害者が直面する最大の問題の一つであり、ブラジル法は、特に障害概念から当該分野を規律しているが、移動の困難を理由とした特別な保護に値する者に高齢者を含めてもいる。この国の法制度を体系的に分析することによって、あらゆる種類の障害、つまり、身体的、精神的および感覚器の障害に対して単一の手当が提供されるようになったことが明らかになる。実際に、連邦憲法は、227 条 1 項 2 号を除き、7 条 31 号、23 条 2 号、24 条 14 号、37 条 8 号、203 条 4 号・5 号、208 条 3 号、227 条 2 項および 244 条においてみられるように、常に障害 (deficiência) という用語に一般的に言及している。

したがって、障害者法では他の法律ですでに確立されている権利が排除されないことが明らかにされており、障害者にとって最も有利な規範 (norma) が優先するため、高齢者法と障害者法の解釈はともに権利保護の

4) *Os Novos Idosos Brasileiros – muito além dos 60?* Ana Amélia Camarano (org.). Rio de Janeiro: IPEA, 2004, pp. 113 e 119 (<https://repositorio.ipea.gov.br/handle/11058/3012>).

ための最善の解釈を導き出すための良い実践となり得るのである。

II 高齢者の実体的権利

高齢者の権利の承認について扱うということは、何よりもまず、法令が権利の授与または制限に年齢による基準を用いていることを検討するということであり、換言すれば、年齢が権利の取得、変更または消滅のパラメーターとして機能しているということである。

差別的な基準の設定に合理性がある以上は、年齢を理由とした法的な区別を用いることが可能なのであって、憲法上の基準から合理的に設定されている以上、年齢は様々な法令において採用された可能な法的基準となる。ブラジル憲法そのものは、その規範において、常に年齢による基準を用いている。例えば、高齢者については、投票は70歳以上の者にとって任意であり（14条1項2号b）、同年齢における年金（aposentadoria）は強制的であり（40条1項2号）、連邦最高裁判所（STF）および連邦高等司法裁判所（STJ）の判事（ministro）には65歳未満の者のみが任命され（101条および104条単項）、65歳以上の者には都市の公共交通機関（transporte coletivo urbano）の無償が保障されている（230条2項）。

したがって、高齢（idade avançada）は、権利の授与および規律のための有効な基準を構成し得ることが認められる。ブラジルでは、児童と青年のみが十分な法的保護を受けていたが、高齢者法の制定以降、高齢者もまた、年齢を理由とした異なる法的扱いを受けるようになった。ある年齢に達した人口集団への特別な保護の必要性を法的に承認するものであるため、このことは高齢者が置かれた特別な状況によって正当化される。高齢者法（EPI）は、法律そのものは、例えば、65歳からの社会給付（benefício social）の受給（34条）や、80歳以上を特別な優先に値する者とする（3条2項）というようにいくつかの点で別の年齢による基準を扱っているとはいえ、高齢者とみなされる一般的なルールとして60歳という年齢を認めている（1条）。

高齢者法は、その条文の多くにおいて革新的なものではないが、間違いな

く、高齢者の権利の承認における新たな時代の幕開けとなるのであり、以前にあまり普及しなかった諸法律において散り散りに定められていたものを体系化している。高齢者法は、当該分野に体系的な手当を与えるほか、高齢者の健康、交通、住居、尊厳に関連する重要な権利を承認する。高齢者法が規律する実体的権利の中で、いくつかの例は次のとおりである。すなわち、1) 訴訟の判決における優先権を含む民事生活上の様々な場面における優先権、2) 無償の公共サービスへの権利、3) 家族間での連帯における扶養への権利、4) 継続使用の薬ならびに医療サービスおよび医療器具の無償供給への権利、5) 民間健康保険は料金の違いのために年齢による基準を用いることができない、6) 最も有利だと考えられる健康の治療を選択する権利、7) 文化的または教育的なショーを観るための価格の無償または大幅な減額、8) 保険給付および扶助給付 (benefícios previdenciários e assistenciais)、9) 家族との同居や自宅における治療を含む、高齢者の扶養のための優先権、10) 公共交通機関の無償利用、11) 高齢者に対する身体的および精神的な暴行ならびに犯罪の実行に備えた保護のための法制度、12) 高齢者ケア施設 (entidades de atendimento ao idoso)、特に長期滞在のための施設 (一般に「精神病院 (asilos)」と呼ばれ、「治療の家 (residências terapêuticas)」となっていた精神病院 (hospitais psiquiátricos) と同様に、入所者の虐待および基本権の侵害の歴史がある施設) に関する詳細な規律である。

Ⅲ 障害者の実体的権利

障害者法はまた、かつて散り散りに定められていたいくつかの権利を体系化した (いくつかの場合には、前提として前の法律を用いた。例えば、聴覚障害者のための手話が、20 以上ある表現の法的手段として承認された。)。このことを説明するために、次の実体的権利を挙げることができる。すなわち、1) 婚姻や家族計画等のすべての非財産的な権利の行使を保障することによる、平等および非差別、2) 公共サービスにおける優先、3) 治療のための同意、4) 入院時の付き添いおよび援助技術 (tecnologia assistiva) の使用を含む、健康

への広範な権利、5) 他の生徒との条件の平等を確保するための必要な支援を伴った教育への権利⁵⁾、6) 住居に関する公共政策において提供される戸数 (unidade) のうち最低 3 %を確保したうえでの福祉改造住宅の供給、7) 最低所得 (renda) のない者のための最低賃金 (salario) の扶助給付 (benefício assistencial)、8) 特別年金 (aposentadoria especial)、9) 利用しやすい文化的プログラム、10) バリアフリーな場所に近接した駐車場のための公的および私的空間の確保、11) 公的および私的な福祉改造車両の最低割合の提供である。

特に民事の領域では⁶⁾、障害者の包容および自律に議論がシフトしている。能力は、私的、社会的および政治的な関係における人の表明の自由、自律および意思を統合するものであり、どのような制限であったとしても、権利行使に大きく関係する。一般に、能力は2つの主たる規範的な基準、すなわち年齢および知的またはコミュニケーションの可能性に由来するものであり、この場合、通常、知的障害者と関係がある。規範的な前提は、障害者の完全な能力であり、意思表示ができない場合または継続的な支援が必要な場合には、保佐が設定され得る。換言すれば、障害は、その原因、範囲、程度または影響 (efeito) を問わず、もはや絶対的無能力の事由とはされない。法令の多くの分野に影響を及ぼす重大な変化を扱っており、人が認知的および表現のあらゆる能力を有さないものの、相対的に能力があるとみなされるというように珍しくない事実の前で、実務上の問題が生じるだろう。人が決定的に自らの意思を表明することができない場合であっても、もはや絶対的無能力は存在しないため、保佐の手続の結果は、民事能力の形式的な変更をする

5) STF : <https://portal.stf.jus.br/processos/downloadPeca.asp?id=310709378&ext=.pdf>.

6) 刑事領域における知的障害者の処遇は、今日では両立しない病院の体制を意味する措置を適用して、当該テーマの進展にほとんど無関心なままである。同時に、ブラジルでは、立法機関ではなく行政機関が、専門家との然るべき議論もせず、刑事領域における入院を根本的に変えることを求める法令 (ato) を発した (<https://atos.cnj.jus.br/files/original2015232023022863fe60db44835.pdf>)。

必要はなく、被保佐人となる者に対する支援の確立となり、特定の行為の実行と関係する⁷⁾。

障害者法 2 条には、重要な定義が規定されている。すなわち、「障害者とは、1 つまたは複数の障壁 (barreira) との相互作用で、他の者との平等を基礎とした社会への完全かつ効果的な参加を妨げ得る、身体的、精神的、知的または感覚器的な性質の長期の障害 (impedimento) を有する者をいう」のであり、6 条では、すでに能力制度 (regramento) における変化に関する最初の反映がある。すなわち、「障害は、次の各号に掲げる事項を含め、人の完全な民事能力に影響しない。一 婚姻し、安定した結合を構成すること、二 性と生殖の権利を行使すること、三 子の数に関して決定する権利並びに生殖及び家族計画に関する適切な情報へアクセスする権利を行使すること、四 強制不妊手術を禁止し、生殖能力を保つこと、五 家族、家族のおよび共同体的な同居への権利を行使すること、六 監護 (guarda)、後見、保佐、及び、他の者との機会の平等において養親又は養子として養子縁組への権利を行使すること」である。障害の評価 (avaliação) は、必要に応じて、生物・心理・社会的なものとなり、多職種からなる学際的なチームによって実施され、身体の機能および構造上の障害 (impedimento)、社会環境的、心理的および個人的な要因、活動の遂行における制限および参加の限定を検討する (2 条 1 項)。立法者は、障害が完全な民事能力に影響しないことを示した後で、能力の規律に関して制限なく実行され得る法律行為の種類を例示しており、このことは障害者の同意の重要性を保護する 13 条で次のように補強されていることに留意されたい。すなわち、「障害者は、その最善の利益が保護され、適切な法的セーフガードが採用され、死亡及び健康上の緊急の危険がある場合においてのみ、事前の自由かつ説明を受けた同意なくして診療される」。79 条および 83 条が障害者の能力に関する区別の欠缺を補完した

7) 民法典 4 条 2 号・3 号・4 号および 1772 条ならびに障害者法 (EPD) 84 条 3 項および 85 条 caput・1 項に従ったブラジル法の制度である。諸外国の立法の選択肢は厳密に一致しているわけではないが、すべて同じ国際的な法源を有するため、非常に似ている。

後、次の規則が確立される。すなわち、84条ないし87条は、本質的な点で保佐の手続を変更し、「障害者の保佐は、例外的で、各事案の必要性及び事情と釣り合いのとれた保護措置にあたるものであって、かつ可能な限り短期間しか継続できない」とし、「財産的かつ取引的な性質の権利に関する行為にのみ影響する」とし、「身体、セクシュアリティ、婚姻、プライバシー、教育、健康、労働及び投票」には及ばないとしている。その新たな能力制度（regramento）は、民法典における様々な変更が規定された障害者法114条および123条で頂点に達する。すなわち、1）3条の他の事由を削除し、絶対的無能力を16歳未満の未成年に限定、2）「減退した事理弁識能力」および「完全な精神的発達のない例外的な者」という文言を削除し、相対的無能力に「一時的又は永続的な原因によって、自らの意思を表明することができない者」を含めるための4条2項および3項の改正、3）障害者が他の者との平等を基礎として証言することができるという意味における228条2項の規定、4）たとえ保護者（responsável）または保佐人を通じてその意思を表明するのであったとしても、婚姻適齢にある精神障害者または知的障害者の婚姻を結ぶための能力（1550条2項）、5）新民事訴訟法典にいかなる修正を加えることもなく、様々な改正がなされた保佐の手続に関する条文の同法典1072条2号による削除（これは諸規則の両立のために解釈学的な努力を要する）、6）保佐の新たなルールの中で、共同保佐があり得るとされたことによって、禁治産者となる者の意思および選好が保佐人⁸⁾の選任の際に考慮され、そして、「支援された意思決定」が指定される。

IV 高齢者法および障害者法の手続的側面

高齢者法および障害者法は、ブラジルで公権力に向けたサービス提供を含む権利の司法化（judicialização）が原則である限りにおいて明らかなインパクトと、間違いなく、基本権の領域における重要な進歩を有している。高齢

8) STJ: REsp n. 1.943.699/SP.

者および障害者の場合、特別法が同人らの定められた実体的権利、特に、民間保険との契約上の紛争から、薬の供給、支援用品（義歯（prótese）や、補聴器等その他の必需品（insumo）、入院および診療・外科的治療に至るまで、健康への権利に関する訴訟（causa）における実体的権利のための手続を付け加えている。個別訴訟のほか、ブラジル法においては、集団訴訟が中心的な重要性を有しており、集団性は、一般に、公権力に対する主張であっても、何らかの公的機関、ほぼ常に検察庁が裁判上代理する。裁判の手段のほか、多くの問題は、個人的であれ集団的であれ、裁判外で解決される。合意（acordo）は一般に債務名義（民事訴訟法典 784 条が要件を定めている）となり、集団的権利のためには、行動調整調書（termo de ajustamento de conduta）と呼ばれる特有の交渉手段がある。

これらの可能性のほか、高齢者法および障害者法は特有の手続上のルールを定めている。高齢者法に関しては次のとおりである。すなわち、1) 手続上の優先、2) 危険な状況にある高齢者がいる、または、譲渡不可能な権利に関する個別訴訟において、および、すでに原告がいないすべての集団訴訟において、高齢者の権利保護および法令の監督官（fiscal da ordem jurídica（“custos iuris”））としての義務的活動のための検察庁の広範な当事者適格、3) 当事者適格者間での集団訴訟のための並存的な当事者適格（legitimidade concorrente）、4) 高齢者の住所地における訴訟の管轄権（competência para as ações judiciais）、5) 高齢者のために提起された訴え（recurso）に中絶的効力を与える可能性である。障害者法に関しては次のとおりである。すなわち、1) 民事能力を変更する際に、それぞれの能力との関係で、必要的に手続上の影響がある、2) たとえ検察庁が権利保護のために主体性（protagonismo）が与えられていたとしても、他者との並存的な原告適格も有する場合には、無能力に関する争いを含む譲渡不可能な権利に関する個別訴訟において、また、すでに原告がいないすべての集団訴訟において、権利保護および法令の監督官としての義務的活動のための検察庁の広範な当事者適格、3) 保佐および支援された意思決定（TDA）、および、専門的意見（pareceres）を述べるための学際的チームの必要性といったような、手続

上・証明上の重要なインパクトとともに、支援の手続が完全に改正される、
4) 手続上の優先である。

【質疑】

1 ブラジル法における「権利アプローチ」について

(問) ブラジルにおける障害者法および高齢者法において、明確に「権利アプローチ」がとられており、しかもそれらの権利が具体的かつ相当詳細に明記されている点は重要です。たとえば、高齢者法の中で、公共交通機関の無償利用の権利が明記されていることや、障害者法において障害者用駐車スペースの確保の権利などが謳われていることは、高齢者や障害者の現実の生活に密着した権利が列挙されている事例です。

(答) おっしゃるとおり、実体的権利の規定は、依然として司法において多くの論争を引き起こしていますが、すでに多くの成果をあげています。ご発言された例と別の例としては、民間のレンタカー会社が障害者のために福祉改造車両を予約するという義務があります。連邦高等司法裁判所（STJ）は、この規則に義務的かつ直接的な効力があるという決定を繰り返し行っています。

2 実体的権利と手続的権利の区分について

(問) それとあわせて、実体的権利と手続的権利に区分されていることも重要です。権利を並べただけでは、それをいかに実現するかが問題となりますが、ブラジルの場合、手続的権利としての司法化が強調されて、裁判上の実現が可能になるよう配慮されていることは、法律に本当の意味を持たせるためにもきわめて重要です。

(答) おっしゃるとおりで、集団的な実体的権利のための集団訴訟については、しばしば公共政策の実施が必要となり、このことは、アメリカからインスピレーションを受けた「構造的訴訟（processo estrutural）」として知られてきています。連邦高等司法裁判所（STJ）は、この訴訟を認めてきており、このことは多くの論争を引き起こしましたが、実体的権利を具体化する合意

による解決を認める効果を持っています。

3 無能力者の範囲の限定について

(問) 障害者や高齢者の権利を考える際に、無能力者は 16 歳未満の未成年者に限るとする点も重要です。日本の場合、2000 年に成年後見法を制定しましたが、その中で後見制度は現在も、被後見人は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある」者として、裁判所により法的に無能力者と宣言する制度と考えられています。ブラジルその他の諸外国のように、最近ようやく「意思決定支援」という言葉が重視されてきましたが、後見制度による被後見人にも何らかの意思決定能力があるとは必ずしもされていません。

(答) おそらくこれは、ブラジルの法実務において今日、より繊細かつ複雑な点です。学説および判例からの批判があります。法律に従った解決が難しい事案があり、支援された意思決定 (TDA) はいまだにふさわしく普及していませんし実施されていません。

4 障害者・高齢者との「共生」について

(問) まず、日本での最大の問題の 1 つは、すでに高齢化率が 29% を超えて世界一であり、今後もそれが進むということです。それとともに 2025 年までに認知症患者が 730 万人になると推測され、高齢者の 5 人に 1 人は認知症ということになります。これらの認知症高齢者といかに「共生」していくかが大きな課題であり、それは法律問題であり、これらの認知症患者の権利の問題でもあります。そのために、日本でも今年「認知症基本法」が制定されましたが、「共生」とは具体的に何を意味するかが問題です。悪い例としては、認知症患者も精神障害者なので、日本で民間病院として数の多い精神病院に入れてしまう家族がいることや、質の良くない高齢者施設に入れてしまう例があります。それらは、結局、高齢者や障害者を排除する動きであり、「共生」とはまったく違った考えですが、そのような例も実際にあります。また、高齢者虐待も増加していますが、日本の高齢者虐待防止法は、法律と

して、通報義務を事実上努力義務に限定し、対象を高齢者施設と在宅に限定するなど、不出来なものになっています。他方では、日本では2000年に介護保険制度を開始し、介護の必要な高齢者にケア・プランを提供することになりました。その利用者は、現在600万人ですが、これらの人に限らず、すべての障害者や高齢者に、ケア・プランを提供し、支援の仕組みを作るような法制度が必要と考えます。それこそが「共生」という形かと考えます。

（答）ブラジルでは、2022年の公的なデータによると、60歳以上人口は15.8%となっています。実際に毎年高齢化が進んでいくという劇的な状況となっています。家族は様々な困難や欠如、ケアをする人々の準備不足を抱えています。さらに、公権力は、医療と福祉の措置を採用しなければなりません。認知症患者は政府の優先、当該テーマに関する法律の実務上かつ象徴的な重要性から非常に隔たりがあるので、めったになされません。お聞きした状況は、ブラジルで起こっていることととても似ていますが、私の国では、それは深刻な社会的不平等によって深刻化しています。認知症患者の入院は、特に民間の精神病院、ここは協定（convênio）によって多額の公的資金を受け取っていますけれども、民間の精神病院への入院は、なお重大な問題です。この問題を緩和させようとする別の法律があり、検察庁は重要ですがまだあまり広範ではない仕事をしています。「共生」に関する別の困難な点は、ブラジルでは、知的障害のある生徒が障害のない生徒とともに勉強することに対して、私立学校の抵抗があります。連邦最高裁判所（STF）が障害のある生徒の包容を決定する法律の合憲性を宣告することが必要であり、これは2年前にやっとなされました。また、日本のような介護保険制度による高齢者のケア・プランは必要です。ブラジルでは、広範な医療に関する公的サービスがあり、法は民間保険が年齢のみによって価格を上げないようにしようとしています。ですが、民間保険に対する権利を保障することは日常的な困難です。そして、公的なケアは多くの問題を持っていますが、また、良い結果も示しています。ブラジルにおける非常に大きな問題は、「医療の司法化」であり、民間保険と、市町村や州、連邦政府のような公権力は、医療や薬の供給を保障するための何千もの司法手続において訴訟提起されています。

参考文献*

- BEZERRA DE MENEZES, J.; RODRIGUES, F. L. L.; BODIN DE MORAES, M. C. A capacidade civil e o sistema de apoios no Brasil. *Civilistica*, v. 10, n. 1, p. 1-28, 2 maio 2021 (<https://civilistica.emnuvens.com.br/redc/article/view/705>).
- CASTRO, Maria Clara Versiani de. O sistema de apoios ao exercício da capacidade legal da pessoa com deficiência no brasil. Mestrado, UFMG, 2021 (<https://repositorio.ufmg.br/bitstream/1843/38511/1/CASTRO%2C%20Maria%20Clara%20Versiani%20de.%20O%20sistema%20de%20apoios%20ao%20exerc%C3%ADcio%20da%20capacidade%20legal%20da%20pessoa%20com%20defici%C3%Aancia%20no%20Brasil%20-%20diretrizes%20e%20desafios%20e%20proposi%C3%A7%C3%B5es.pdf>).
- FLEISCHMANN, S. T. C.; FONTANA, A. T. A capacidade civil e o modelo de proteção das pessoas com deficiência mental e cognitiva: estágio atual da discussão. *Civilistica.com*, 2020 (<https://civilistica.emnuvens.com.br/redc/article/view/557>).
- FONSÊCA, Vitor. Acesso à justiça para pessoas com deficiência: direitos humanos e o modelo social de processo. *Revista da Faculdade de Direito UFPR*, 2023 (<https://revistas.ufpr.br/direito/article/view/85914>).
- GODINHO, Robson Renault. A Proteção Processual dos Direitos dos Idosos: Ministério Público, Tutela de Direitos Individuais e Coletivos e Acesso à Justiça. 2ª ed. Rio de Janeiro: Lumen Juris, 2010 (caso seja do interesse de algum leitor, ofereço a íntegra do livro por e-mail).
- GODINHO, Robson Renault. El conocimiento experto en los procedimientos de curatela: la necesidad de un diseño procesal para controlar la calidad de la prueba pericial. Mestrado. UdG, 2022 (<https://dugi-doc.udg.edu/handle/10256/21626>).
- GUIMARÃES, Christina Fornazari Ubiali. Internações psiquiátricas involutárias

* ブラジルの参考文献はかなり膨大であるが、紙幅の制限によりアクセスが困難となり得る長大な出典は推奨されないため、論述にあたってはより広範かつインターネット上で公開されているものだけを挙げた。補足的な関心がある場合には、メール(robsonrenault@yahoo.com.br)で、ディスカッションや資料の送付をする。

- no estado de São Paulo –perfil de 64.685 casos.Mestrado. UNIFESP, 2022 (<https://repositorio.unifesp.br/handle/11600/65319>).
- HERMANN, Maria Emiliana. A Convenção Interamericana sobre a proteção dos direitos humanos da pessoa idosa e a sua importância para o direito brasileiro. Mestrado. USP, 2020 (<https://www.teses.usp.br/teses/disponiveis/2/2140/tde-06052021-204003/pt-br.php>).
- MORAIS, Gabriela Expósito Tenório Miranda de. A capacidade processual para demandar em juízo da pessoa com deficiência por impedimentos mentais ou intelectuais. Mestrado. UFBA, 2019(<https://repositorio.ufba.br/bitstream/ri/28418/3/GABRIELA%20EXP%20C3%93SITO%20TEN%20C3%93RIO%20MIRANDA%20DE%20MORAIS.pdf>).
- RIBEIRO, Ana Paula de Vasconcelos. Análise da disciplina processual da curatela a partir da autonomia e da dignidade do curatelado. Mestrado. PUC-PR, 2021 (<https://archivum.grupomarista.org.br/pergamumweb/vinculos/0000a1/0000alee.pdf>).
- TERRA, A. DE M. V.; TEIXEIRA, A. C. B. É possível mitigar a capacidade e a autonomia da pessoa com deficiência para a prática de atos patrimoniais e existenciais?. *Civilistica.com*, 2019 (<https://civilistica.emnuvens.com.br/redc/article/view/401>).